

令和2年度 第2回

高松市国民健康保険  
運営協議会会議録

(令和3年3月3日 書面会議)

高松市国民健康保険運営協議会



## 令和2年度第2回高松市国民健康保険運営協議会（書面会議）

### 会議録

日 時 令和3年3月3日（水）資料を委員に配布

方 法 各委員に関係資料を送付し、表決書を受領

#### 【委員】

##### 公益を代表する委員

山 下 隆 資 楠 瀬 正 司

田 中 邦 代 森 弘 幸 子

##### 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

伊 藤 輝 一 藤 井 雅 義

穴 吹 昇 三 稲 本 匡 章

##### 被保険者を代表する委員

香 西 秀 美 二 川 豊 子

蘭 浦 朱 美 橘 川 欣 久 美

##### 被用者保険等保険者を代表する委員

栗 栖 大 輔 山 田 浩 一

【高松市側】

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 高松市長               | 大 西 秀 人 |
| 健康福祉局長             | 上 枝 直 樹 |
| 健康福祉局次長            | 河 野 佳 代 |
| 国保・高齢者医療課長         | 黒 川 桂 吾 |
| 国保・高齢者医療課長補佐       | 立 花 修 一 |
| 国保・高齢者医療課長補佐       | 須 藤 雅 敏 |
| 国保・高齢者医療課国保資格賦課係長  | 高 橋 伸 彰 |
| 国保・高齢者医療課収納係長      | 福 西 功   |
| 国保・高齢者医療課国保給付係長    | 多 田 和 代 |
| 国保・高齢者医療課保健事業係長    | 岩 田 裕見子 |
| 国保・高齢者医療課保健事業係保健師長 | 澤 村 くるみ |
| 国保・高齢者医療課管理係主査     | 林 田 競 一 |
| 国保・高齢者医療課管理係主事     | 金 只 健 佑 |
| 国保・高齢者医療課管理係主事     | 三 宅 弘 康 |

(市長)

高松市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、次の事項について、貴協議会の意見を求めます。

令和3年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について

《市長より会長に諮問文を送付》

(会長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会議開催が困難であると判断し、高松市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定に基づき、各委員からの書面表決にて、協議会の議決に代えることといたします。

**報告事項1 令和2年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
決算見込みについて**

《会議資料を各委員へ提供》

(橘川委員)

保険料収納率が上昇しているのは、コロナ禍の中でも職員の方々の努力のおかげだと思われる。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

収納率が向上した要因としましては、令和元年度から導入したスマホ収納を推進したことや、保険料滞納者の状況を分析し、2期以上の滞納者を中心に電話催告を行い、新規滞納の発生を防いだことなどが挙げられます。

今後は、高額滞納者を中心に滞納処分を進めるなど、効率的かつ効果的な滞納対策に取り組んでいきたいと考えております。

#### (穴吹委員)

赤字が減少している一因には、受診控えもあると思いますが、どのように検証しているのか。

#### (事務局)

赤字の減少の大きな要因としましては、令和2年度からの保険料の増額改定や、保険料収納率の向上などが挙げられるほか、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、昨年（令和2年）4月から5月にかけて保険給付費が減少したことも、少なからず影響しているものと考えられます。

引き続き、口座振替の推進及び収納対策の強化など保険料収入の確保や、公費の更なる獲得に取り組み、安定的かつ持続的な国保制度を運営してまいりたいと存じます。

(森弘委員)

資料については、分かりやすくまとめられており、更に、別冊の資料により理解が深まった。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

本資料につきましては、昨年（令和2年）7月の、国民健康保険運営協議会からの答申に基づき、本市の保健事業を始め、各種事業の取組や効果などについて、事業の「見える化」を図ったものでございます。

今後におきましても、分かりやすい資料の作成に努めてまいりたいと存じます。

(森弘委員)

保険料の支払方法の多様化で収納率が上がったことは喜ばしいことである。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

今後におきましても、職員一同、より一層、収納率の向上に努めてまいりたいと存じます。

(田中委員)

令和2年度の特定健診は、新型コロナウイルス感染症の影響により、積極的な受診勧奨を控えたとありますが、次年度は何らかの対策を取り、受診者のアップにつなげて欲しい。

若年層対策健康診査は、今後の生活習慣病予防にとっても良い取組と思われるので、内容を精査して、広報し、進めて欲しい。

(事務局)

特定健康診査につきましては、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の状況によっては受診への影響が懸念されますが、引き続き、受診期間の延長やがん検診との同時受診等の実施に加え、新たに三木町・綾川町への実施医療機関を拡充し、受診しやすい環境を整備することで利便性の向上を図ってまいります。

また、若年層対策健康診査につきましては、令和3年度も同じ内容で実施する予定でございますが、事業評価を適切に行い、令和4年度に向けて内容を検討してまいりたいと存じます。また、パソコンやスマートフォンを利用し、申込から結果受理までのすべてをオンライン上で完結できるシステムのメリットを生かし、生活習慣病予防についてメールによる周知啓発を行うなど、検査結果データを有効に活用していきたいと考えておりま



す。

## 報告事項2 令和3年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

### 予算見直しについて

《会議資料を各委員へ提供》

（橋川委員）

重複・多剤服薬者対策事業はどのような方法で実施しているのか。

（事務局）

被保険者の健康保持増進及び医療費の抑制を図るため、医療費分析により、薬剤の処方重複・多剤服薬している方などに対して、服薬指導を目的とした通知書を送付し、必要に応じて電話・訪問指導を実施しております。

なお、事業実施後には、対象者の受診行動が改善されたかどうかの効果検証を行っております。

（森弘委員）

令和3年度当初予算見直しでは、歳入総額が、令和2年度当初予算に比べて減少しているが、令和2年度決算見込みと比べると増加しており、適

切な運営が図られていると思う。

**(事務局)**

令和3年度当初予算見通しにおける歳入総額は、世帯数の減等に伴う国民健康保険料の減や、保険給付費の減に伴う普通交付金の減などにより、令和2年度当初予算に比べ、約11億円減少しております。

一方、令和2年度決算見込みと比較しますと、世帯数の減等に伴い、国民健康保険料は減となりますものの、県支出金等が増となりますことから、歳入総額は、約8億円の増を見込んでいるものでございます。

今後とも、安定かつ持続的な国保制度を運営してまいりたいと存じます。

**報告事項3 第2期高松市データヘルス計画中間評価及び見直しについて**

《会議資料を各委員へ提供》

**(田中委員)**

糖尿病関係の事業については、データからみると成果が上がっています。糖尿病に起因する多くの疾患があることから、更に効果が上がるように事業を推進していただきたい。

(事務局)

糖尿病性腎症重症化予防を図る各種事業及び特定保健指導につきましましては、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ビデオ通話が可能な情報通信技術等の積極的な活用を検討してまいりたいと存じます。

また、今後の国及び県の循環器病対策の動向を踏まえ、本市の課題でもあります糖尿病以外の生活習慣病につきましても、関係課と連携の上、根拠に基づいた効果的な取組を推進してまいりたいと存じます。

**諮問事項 令和3年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について**

《会議資料を各委員へ提供》

(穴吹委員)

新型コロナウイルス感染症を機に、不要な受診を減らし、重症化予防のための必要な治療は継続して、適正受診を進めていく必要があると考える。

(事務局)

適正受診の取組の一つに、今年度新たに実施いたしました、生活習慣病治療中断者通知事業がございます。内容といたしましては、新型コロナウ

ウイルス感染症の影響で生活習慣病の治療中断が心配される方に対し、治療中断によるリスクを伝える等、継続受診及びかかりつけ医への相談を勧奨する通知を行うことで、重症化予防を図るものでございます。

このほか、従来より実施しております、受診行動適正化事業がございまして、重複・頻回受診の頻度が高い方などに、適切な受診行動を促す通知物の送付及び、必要に応じた電話・訪問指導等により医療費の適正化を図るものでございます。

今後とも、これらの取組により適正受診を進めてまいりたいと存じます。

#### (橋川委員)

特定健康診査の受診者で、生活習慣の改善が必要な人に対しては、どのような対策をとっているのか。

#### (事務局)

特定健康診査の受診結果に基づき、支援が必要な方には、生活習慣改善のための適切な保健指導や必要に応じた受診勧奨等を実施するなど、医療機関と連携しながら、生活習慣を起因とする糖尿病や慢性腎臓病の重症化予防を図っているところでございます。

今後とも、これらの取組を推進し、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと存じます。


(会長)


会議の有効性については、全委員から書面表決をいただいたことから、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項の規定に基づき、高松市国民健康保険運営協議会会議として、有効と認めます。


諮問事項の表決については、議長を除く、委員13人に対し、承認13、不承認0であったことから、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定に基づき、委員の過半数の承認があったものと認め、原案どおり承認いたします。

今後とも、法定外繰入の削減・解消に向けて、引き続き、保険料収納率の向上など保険料収入の確保や、更なる公費の獲得に取り組むとともに、特定健康診査を始めとする保健事業の更なる充実を図り、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等に努められたい。

高松市国民健康保険運営協議会規則第5条による署名

会 長 山下隆資  印

委 員 伴藤輝一  印

委 員 園浦朱美  印